

# 愛歯国保 だより

みなさまの  
心と体の  
健康づくりを  
お手伝い

No.4

2015.10

詳細はホームページを

<http://aishik.jp/>



## Contents

理事長就任のごあいさつ	P2	平成26年度 歳入歳出決算	P5
適用除外承認申請について	P3	マイナンバー制度が始まります	P6
第115回組合会が開催されました	P4	こんなときは保険証が使いません	P8

## 法人組織の事業所等の 健康保険被保険者適用除外承認申請 の手続きはお済みですか？

すでに歯科医師国保組合に加入されている事業所(正組合員)が、法人組織(一人医療法人を含む)の事業所、または強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)になった場合は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっていますが、健康保険の適用除外承認の申請をすると歯科医師国保組合の被保険者として継続することができます。厚生年金は強制加入となります。

### 健康保険被保険者適用除外承認申請が必要な事業所は

- ◆ 法人組織の事業所に新しく雇われた従業員  
個人事業所の従業員(常勤)が5人以上のとき、または5人以上に増えたときは、全員の健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きが必要になります。  
(個人事業主については、健康保険被保険者適用除外申請の対象になりません)  
なお、法人事業所の新規加入はできません。
- ◆ 個人事業所が新しく法人組織の事業所になる場合
- ◆ 個人事業所で従業員が5人以上になった場合

### 事業主の みなさまへの お願い

この健康保険の適用除外承認の申請を行う場合は、「**事実の発生から5日以内**」に届け出を行うのが原則であり、申請を行うことが困難と思われる場合には、可能な限り、電話等により事前に管轄する年金事務所に相談を行うことが望ましいとされています。  
また、年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」は、5日以内に届け出ができなかったやむを得ない理由を記載した理由書を添付することになります。  
なお、この手続きを怠り、適用除外承認を受けずに、国保組合に加入していることは、**違法状態となるため、被保険者資格を喪失しなければならない措置がとられます**ので、ご注意ください。

● ご不明な点がございましたら、愛知県歯科医師国保組合事務局へお問い合わせください。TEL052-962-9539 ●

## ●●● 自家診療・他家診療について ●●●

当組合は歯科医師国保という特殊性から、歯科医療費の保険請求の自粛をお願いしております。ご不明な点は愛知県歯科医師国保組合のホームページをご覧ください。事務局へお問い合わせください。

### 自家 診療

正組合員が、歯科医師国保に加入する自分の家族ならびに自院(分院も含む)の従業員やその家族を診療した場合、そのすべての保険請求ができません。(患者の保険証記号番号の頭の四桁が請求者の保険証記号番号と同じ場合は自家診療となり保険請求できません。)

### 他家 診療

正組合員が、他の正組合員やその家族を診療した場合、「**歯冠修復および欠損補綴治療(※一部分除く)**」については保険請求ができませんが、その他の保険請求はできます。  
なお、「**窩洞・充形・充填・充填材料**」については保険請求が認められます。

## 就任のご挨拶



理事長  
塚原 邦秋

この度、斉藤前理事長の後を受けて、愛知県歯科医師国民健康保険組合理事長の要職をお引き受けすることとなりましたので一言、ご挨拶申し上げます。

国保組合の理事長と言う重責を拝命し、身の引き締まる思いでいっぱいであり、所期の目標であります。組合員の先生方とご家族・従業員の皆様の日頃からの安心な生活と安定した組合運営に向けて誠心誠意尽力いたしますので、よろしくご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ここ数年における国保組合の厳しい環境の中で、制度改革や各種対応策など、前執行部のご努力ご苦労に対し深く感謝を申し上げます。

国では、国保改正法が公布され国保制度改革が急速に推し進められる中で国保組合財政は、被保険者数の減少と拠出金の増嵩が赤字を生む要因となり厳しい運営状況にあります。また、厚労省公表による国保組合の平成25年度収支決算によると、経常収支は47億円の赤字で、組合財政は2極化傾向に向かっているのが現状です。この改正法は、平成30年度から都道府県を国保の財政運営責任主体とし、市町村と共同運営体制を柱として進められます。その他、平成28年度からの国保組合への国庫補助の見直しも決定いたしました。従いまして国保組合にも今後、多く課題が山積することは、容易に想定されず。

さらに、マイナンバー制度の導入による事務局の合理化など事務システムの改修などが必要となるでしょう。

今後、新たな局面を迎えることとなり国保組合の更なる改正、改革が求められると思われ、それらの困難な課題に際し、改めて組合員の皆様方のさらなるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 愛知県歯科医師 国民健康保険組合 役員名簿

第115回組合会において、任期満了に伴う役員改選が行われ、愛知県歯科医師国民健康保険組合の第26期新役員が決定いたしました。任期は平成27年8月1日～平成29年7月31日までとなっております。

役職名	氏名
理事長	塚原 邦秋
副理事長	惣卜 俊明
常務理事	本多 隆保
常務理事	鈴木 健三
常務理事	丹羽 慶繁
常務理事	久田 和明
理事	川端 英史
理事	神谷 光男
理事	渡部 真法
理事	佐藤 毅
監事	二宮 友明
監事	早川 直義
監事	伴野 泰弘

# 第115回 組合会が 開催されました

平成27年7月23日(木)  
県歯会館 歯とぴあホール

数年来にわたり議論されてきた国保法の改正が、今国会にて「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法」として5月27日に可決・成立し、5月28日に公布の運びとなりました。

この改正法には、国保改革をはじめ高齢者医療制度、医療費適正化計画、患者申出療養など多くの改正事項が盛り込まれておりますが、中でも

国保法の改正では、平成30年度から市町村国保が、都道府県と市町村により共同で運営されることなど、昭和36年の国民皆保険制度達成以来の大改革とも言われております。

また、マイナンバー制度の導入に伴い(詳細は6ページ)、事務手続き関連による各種申請様式の見直しや変更、事務システムの改修等々、さらに組合員(被保険者)の方々からは個人番号の提出等に關し今後ご協力いただくこととなりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

平成26年度の愛知県歯科医師国民健康保険組合の決算は、保険料改定などにより何とか単年度収支で黒字決算となりました。しかしながら、今後の国保組合を取り巻く状況を的確に見極め、保険料の改定や各事業内容の見直しなど慎重に検討していく必要があります。

今後も、組合運営は年々厳しいものとなっていくと推測されますが、歯科医師とその従業員、家族による相扶共済の理念に基づき、将来的にも持続可能な運営となるよう、皆様方の一層のご理解とご協力をお願ひ申し上げます。

理事長 齊藤 佳雄



次の各議案が慎重審議の結果、  
原案通り承認可決されました。

### 第1号議案

平成26年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算の承認を求める件  
併せて財産目録および備品目録の承認を求める件

### 第2号議案

平成26年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分(案)に関する件

### 第3号議案

愛知県歯科医師国民健康保険組合嘱託会計顧問委嘱に関する件

## 平成26年度 こんな事業を実施しました

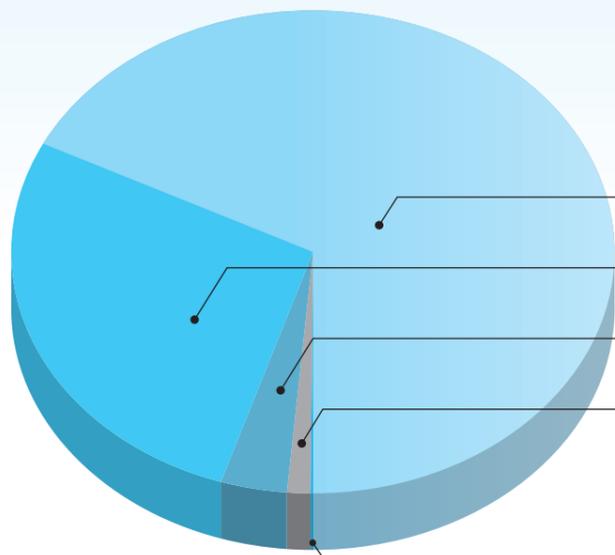
- 特定健診および保健指導 ..... 2,224名
- 健康診断受診補助 ..... 1,292名
- B型肝炎予防接種補助 ..... 26名
- 健康世帯への記念品贈呈 ..... 43世帯
- 契約保養所の利用 ..... 正組合員33名、その他9名

# 平成26年度 歳入歳出決算

## 歳入

4,814,219,054円

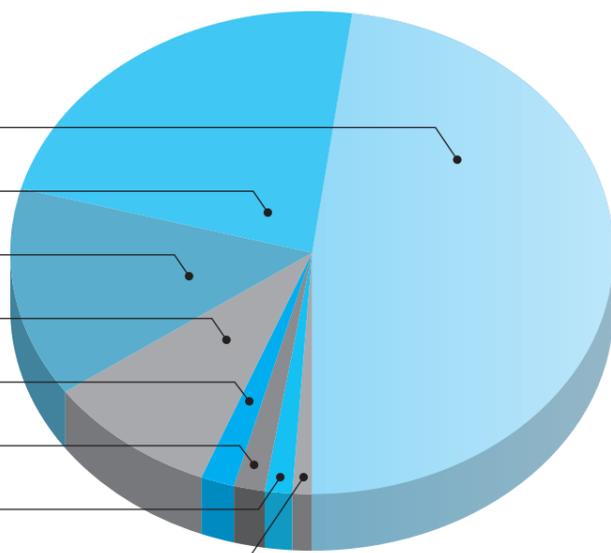
国民健康保険料	3,253,877,558円
国庫支出金	1,324,570,177円
繰越金	169,687,117円
共同事業交付金	63,181,000円
諸収入	1,973,218円
財産収入	798,984円
県支出金	131,000円



## 歳出

4,456,289,061円

保険給付費	2,133,615,236円
後期高齢者支援金等	1,017,320,709円
前期高齢者納付金	626,801,736円
介護納付金	412,942,310円
諸支出金	78,468,374円
共同事業拠出金等	75,635,000円
総務費	66,538,494円
保健事業費	42,587,157円
組合会費	2,350,570円
老人保健拠出金	29,475円



歳入歳出差引額 > 357,929,993円

(剰余金の処分)  
平成27年度会計へ繰越 357,929,993円

単年度収支額 > 188,242,876円

# 《 マイナンバー制度の3つのメリット 》

メリット1  
**利便性の向上**

納税や年金、医療などに関する  
手続きが簡単に!

メリット2  
**行政の効率化**

行政機関や地方公共団体などでの  
作業が正確かつ迅速に!

メリット3  
**公平・公正な社会の実現**

所得を正確に把握できるようになることで不正受給を防止!

( 社会 保 障 ・ 税 番 号 )

# マイナンバー制度が始まります

平成27年10月から  
一人にひとつの  
マイナンバーが  
通知されます!



マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野における手続きなどで使います。社会保障分野では、年金、雇用保険、健康保険、介護保険等に関する事務が対象です。

平成27年10月以降、国民一人ひとりにマイナンバーを通知するための「通知カード」が配付され、平成28年1月から利用が始まります。愛知県歯科医師国保組合も今後マイナンバーを使用いたします。

## 教えて! マイナンバー

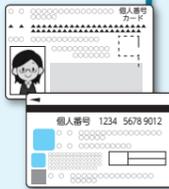
※今後、変更になる場合があります。



**Q** マイナンバーを取得するには手続きがあるの?  
**A** 必要ありません。平成27年10月からマイナンバーが記載された「通知カード」が届きます。



**Q** 個人番号カードってなんですか? 何に使えるの?  
**A** 個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、マイナンバーなどが記載されたICチップの付きのカードです。身分証明書として使用できるほか、行政機関の手続きやサービス等にも利用できます。  
※個人番号カードの交付には、市区町村への申請が必要です。



**Q** マイナンバーは自由に変更できますか?  
**A** 原則として変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、変更することができます。



マイナンバーは生涯にわたって利用する**12桁の番号**です。カードを紛失したり、番号が漏えいしないよう大切に保管してください。

## 愛知県歯科医師国保組合では、医療保険者としてマイナンバーを以下の目的等で利用いたします

みなさまに個人番号のご提供をお願いする際は、ご協力をお願いいたします。

- 住所地や世帯構成などの把握
- 所得情報の確認
- 資格取得時や喪失時の給付調整 など

平成28年1月から  
各種届出書等に  
マイナンバーを記載して  
いただく予定です

## 愛知県歯科医師国保組合のホームページをご活用ください!

資格取得・喪失届等、各種申請書のダウンロードなど役立つコンテンツがたくさん。ぜひご利用ください。



医療の受け方、給付のことなどがわかります

申請書のダウンロードはこちらから

知りたい情報にすぐアクセス!

歯科医師国保 検索 <http://aishik.jp/>

## 今後のスケジュール ※変更になる場合があります。

平成27年10月から	平成28年1月から	平成29年1月から	平成29年7月から
マイナンバー通知開始 12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。	マイナンバーの利用開始 市町村に申請すると、顔写真付きの「個人番号カード」が交付され、行政手続きなどで利用できるようになります。	情報提供ネットワークシステム(マイナポータル)の運用開始	地方公共団体などとの情報連携開始



# 保険証が使えません



保険証が使えるのは、治療の必要が認められる状態のときです。  
次のような場合は保険証が使えませんのでご注意ください。



## 保険証が **使えない** 場合

- 仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきが など
- 回復の見込みがない近視、遠視、乱視、斜視、色盲 など
- 美容のための整形手術
- 身体の機能にさしさわりのない先天性疾患
- 予防注射や予防内服
- 健康診断、生活習慣病検査、人間ドック
- 正常な妊娠、出産
- 経済的理由による人工妊娠中絶



## 保険証が **使える** 場合

- 治療を必要とする症状があるもの
- 視力に変調があって診てもらったときの診察、検査、眼鏡の処方箋
- けがの処置のための整形手術
- 美容のためでなく、社会通念上治療の必要があると認められるもの
- 感染している可能性がある場合の破傷風の予防注射 など
- 検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療
- 妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの
- 経済的理由による場合以外の母体保護法に基づく人工妊娠中絶

## こんなときは保険証が使えますが

# 愛知県歯科医師国保組合に 届け出が**必要**です

- 交通事故にあった
- 他人の飼い犬などにかまれた
- 看板などが倒れてケガをした
- 他人から暴力を受けた
- 外食で食中毒になった

第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることはできますが、その治療費は加害者が負担すべきものです。愛知県歯科医師国保組合は治療費を一時的に立て替え、あとから加害者に負担した分を請求します。

このような場合は、必ず「第三者行為による被害届」を愛知県歯科医師国保組合に提出してください。また、示談をする場合は必ず愛知県歯科医師国保組合にご相談ください。



撮っておきの  
1枚

火の玉が燃えているような朱色の美しい鳥アカショウビンは、繁殖のため夏鳥として渡来します。雨を乞い「キョロロロ…」と鳴くそうです。兵庫県の山の中で巣に餌を運んでるところを撮影しました。  
(Photo:愛歯国保 丹羽慶繁)

◆撮影データ  
NikonD4+AF-S600mm  
+TC-14EII  
F5.6, 1/320秒、  
ISO12800

